

別記様式(第16条関係)

贈与等報告書

令和5年10月11日

福島県知事 様

所属 県北農林事務所

職名 所長

氏名 家久来 克之



贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日	令和5年9月4日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	福島県森林吸収森林整備活動による二酸化炭素吸収量認証書の交付式(8月30日)を開催したことに対する御礼
贈与等又は報酬の内容	物品(越谷市特産スカイメロン 4玉)
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	3,000円/玉×4=12,000円
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠	朝日新聞デジタル(令和4年5月5日記事)ほか、インターネットの掲載記事から推計
供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が出席する公開性の高い会合であつて、飲食物が提供される会合の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)	—
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の住所及び名称又は氏名	埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市長 福田 晃
条例第2条第5項の規定の適用を受ける役員等が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)	—
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と知事部局職員の職務との関係及び当該知事部局職員が勤務する所属との関係	当県が交付する認証書を越谷市が受ける関係。 なお、交付式は任意開催であり、今回は越谷市長と担当部課長等が福島市へ現地調査で来県するとのことであつたので、開催する運びとなつた。

注

- 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、知事部局職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあつては贈与、供応接待等の事実を、知事部局職員が報酬の支払を受けた場合にあつては知事部局職員が提供した人的役務の内容並びに知事部局職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載すること。
- 「贈与等又は報酬の内容」欄には、金銭、物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの具体的な内容を記載すること。
- 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等知事部局職員が価額を推計した根拠を記載すること。
- 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入すること。

贈与等報告（年度別・四半期毎集計）（全任命権者）

資料 2 - 1

	贈与等報告件数 累計				計
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
12年度			14	74	88
13年度	10	58	68	17	153
14年度	28	6	54	39	127
15年度	16	84	20	10	130
16年度	16	10	28	13	67
17年度	13	36	17	17	83
18年度	16	17	16	15	64
19年度	21	16	13	11	61
20年度	10	14	13	14	51
21年度	7	5	3	49	64
22年度	12	7	4	3	26
23年度	5	7	6	11	29
24年度	5	6	12	10	33
25年度	7	9	12	10	38
26年度	7	7	13	11	38
27年度	6	4	11	7	28
28年度	9	11	18	8	46
29年度	0	3	12	13	28
30年度	6	10	7	4	27
令和元年度	1	1	2	2	6
令和2年度	1	2	4	3	10
令和3年度	0	1	2	4	7
令和4年度	1	0	2	0	3
令和5年度	0	6	5	0	11
計	197	320	356	345	1,218

うち倫理審査会での審議案件（部長の職制上の段階に属する職以上）

	うち倫理審査会での審議案件				計
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
0	0	1	3	4	
0	0	1	1	2	
0	0	42	32	74	
0	0	0	0	0	
0	1	0	0	1	
0	24	1	0	25	
0	1	0	1	2	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	0	0	44	44	
0	0	0	0	0	
0	0	0	2	2	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	0	2	0	2	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	1	0	0	1	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
0	1	0	0	1	
0	28	47	83	157	

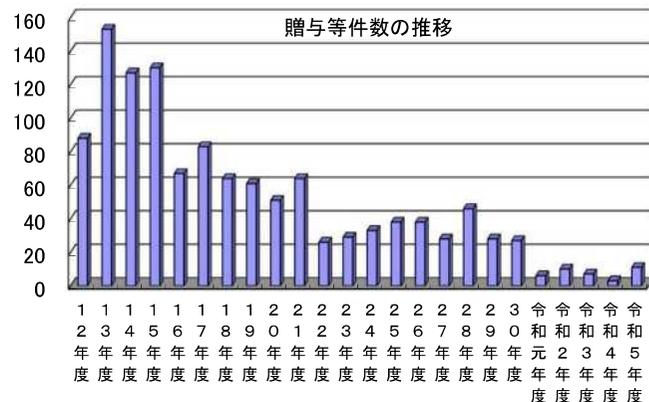
贈与等の種別内訳

内訳	贈与	報酬	計
	香典等	講演会等謝金	
知事	448	529	977
企業	3	1	4
病院	1	75	76
監査	0	2	2
教育	5	135	140
警察	12	7	19
計	469	749	1,218

↓令和5年度内訳

種別	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
知事	0	(1)	0	0	(1)
企業	0	0	0	0	0
病院	0	0	0	0	0
監査	0	0	0	0	0
教育	0	5	5	0	10
警察	0	0	0	0	0
計	0	7	5	0	11

※ () 書きは「贈与」、それ以外は「報酬」



贈与等報告：福島県職員倫理条例第5条（抜粋）

管理職員は事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として倫理規則等で定める報酬の支払を受けたときは、四半期毎に、贈与等報告書を提出しなければならない。

飲食及びゴルフの届出（年度別・四半期毎集計）（全任命権者）

1 飲食の届出数

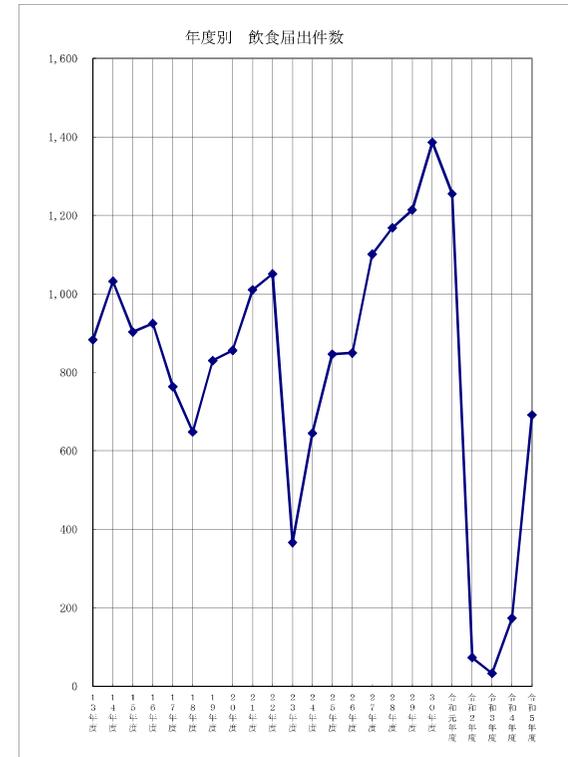
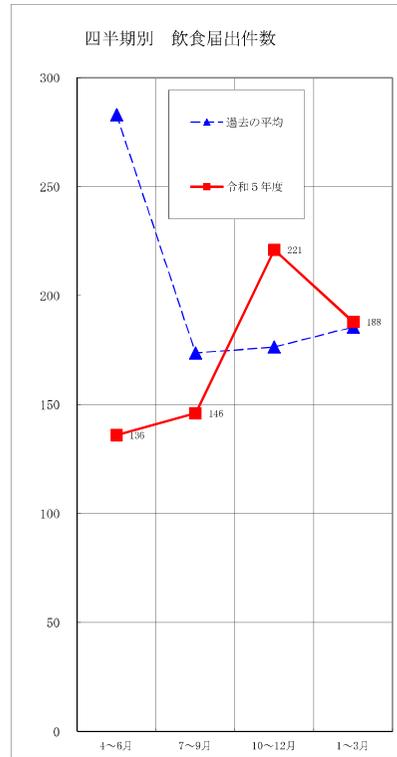
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
13年度	332	202	150	199	883
14年度	346	178	271	237	1,032
15年度	315	198	220	170	903
16年度	339	225	194	167	925
17年度	260	140	249	114	763
18年度	278	167	128	75	648
19年度	348	187	171	124	830
20年度	350	178	164	164	856
21年度	374	214	151	271	1,010
22年度	360	307	222	162	1,051
23年度	32	50	134	150	366
24年度	215	129	148	153	645
25年度	305	163	156	222	846
26年度	331	134	192	192	849
27年度	289	202	221	389	1,101
28年度	422	208	219	319	1,168
29年度	377	197	308	332	1,214
30年度	452	308	313	313	1,386
令和元年度	486	367	171	231	1,255
令和2年度	3	35	35	0	73
令和3年度	0	0	23	10	33
令和4年度	11	32	42	88	173
過去の平均	283	174	176	186	819
令和5年度	136	146	221	188	691

1 令和5年度内訳

知事	125	139	196	185	645
企業局	6	6	1	2	15
病院局	0	0	0	0	0
監査	1	1	0	0	2
教育	1	0	1	1	3
警察	3	0	23	0	26
計	136	146	221	188	691

2 ゴルフの届出数

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
13年度	22	23	0	3	48
14年度	6	6	7	1	20
15年度	16	7	4	0	27
16年度	11	5	5	0	21
17年度	8	4	25	3	40
18年度	2	5	0	0	7
19年度	5	3	0	1	9
20年度	1	2	2	0	5
21年度	1	1	2	0	4
22年度	0	7	5	0	12
23年度	0	0	2	0	2
24年度	1	4	1	2	8
25年度	0	4	1	0	5
26年度	0	9	1	0	10
27年度	2	4	4	4	14
28年度	1	5	5	0	11
29年度	1	7	2	2	12
30年度	1	7	3	0	11
令和元年度	3	4	2	0	9
令和2年度	1	2	1	0	4
令和3年度	1	0	3	0	4
令和4年度	2	2	3	2	9
過去の平均	4	5	4	1	13
令和5年度	6	4	3	1	14



飲食・ゴルフの届出：福島県知事部局職員倫理規則第5条、第6条抜粋
 職員は、職務外において利害関係者とともに自己の費用を負担して飲食（ゴルフ）をする場合にあっては、あらかじめその旨を倫理監督者に届け出なければならない。

【参考】令和5年度第4四半期の飲食・ゴルフの届出件数の傾向

飲食の届出は188件、ゴルフの届出は1件であった。
 特に飲食の届出件数は増加傾向にあり、過去平均（新型コロナウイルス感染拡大期間含む）とほぼ同じ値となっている。

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
知事	6	4	3	1	14
企業	0	0	0	0	0
病院	0	0	0	0	0
監査	0	0	0	0	0
教育	0	0	0	0	0
警察	0	0	0	0	0
計	6	4	3	1	14

【収賄】

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 被処分者 | 県中流域下水道建設事務所主任主査 |
| 2 | 処分時期 | 令和5年7月31日 |
| 3 | 根拠法令 | 地方公務員法第29条第1項 |
| 4 | 処分の種類 | 免職 |
| 5 | 事件概要 | |

平成30年6月頃から令和4年8月頃までの間、福島県が発注する土木工事の入札に関し、建設業者から、秘密事項である設計金額等の教示を受けたい旨の請託を受け、その請託の趣旨に従った設計金額等の教示に対する謝礼であることを知りながら、平成30年7月6日から令和4年8月26日までの間、25回にわたり、代金合計18万3,804円相当の飲食接待を受けるとともに、同様の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和3年4月3日、現金10万円の供与を受け、もって自己の職務に関し、請託を受けて賄賂を収受したものである。

また、別の建設業者と共謀の上、福島県が入札を執行した土木工事3件に関し、令和4年5月31日頃、同社に対し、メッセージアプリを使用して、同工事の設計金額を教示し、同社をして、他社に同設計金額を教示させ、うち2件について当該他社に落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。

※ なお、事件が発生した平成30年度～令和4年度に被処分者を指揮監督すべき立場にあった管理監督者5名を「書面訓告」の処分とした。

【参考】

○福島県知事部局職員倫理規則

(贈与の受領の禁止等)

第四条 知事部局職員は、利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けてはならない。ただし、次に掲げる行為を除く。

- 一 社会通念上儀礼の範囲内において祝儀(結婚式におけるものに限る。)、香典又は供花の贈与を受けること。
- 二 宣伝用物品又は記念品であって、広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- 三 多数の者が出席する公開性の高い会合において、記念品の贈与を受けること。

(ゴルフに係る禁止等)

第六条 知事部局職員は、利害関係者とともに自己の費用を負担することなくゴルフをしてはならない。

- 2 知事部局職員は、利害関係者とともに自己の費用を負担してゴルフをする場合にあっては、あらかじめその旨を倫理監督者に届け出なければならない。この場合において、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができないときは、事後速やかに、倫理監督者に報告するものとする。

(供応接待を受けることの禁止)

第八条 知事部局職員は、利害関係者から供応接待を受けてはならない。ただし、次に掲げる行為を除く。

- 一 茶菓の提供を受けること。
- 二 多数の者が出席する公開性の高い会合において、簡素な飲食物の提供を受けること。
- 三 多数の者が出席する公開性の高い会合に職務として出席し、華美でない飲食物の提供を受けること。
- 四 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受けること。

不祥事の再発防止に向けて、「強化した対策」及び「新たな対策」についての対応状況を整理

不祥事の再発防止策の全体像

福島県職員の不祥事対策に関する検討委員会の報告書を踏まえ、以下のとおり既存の取組を強化・継続するとともに、新たな対策を追加することにより、不祥事の再発防止に向けて、職員一人一人への「法令遵守意識」と「危機意識」の確実な浸透を図る。

組織(仕組み)として取り組む対策

○ 福島県職員倫理条例に基づく取組

- ・ 倫理審査会の開催
- ・ 贈与等の報告
- ・ 飲食・ゴルフの届出
- ・ 利害関係者との禁止行為周知リーフレットの配布

【継続】

○ 福島県職員コンプライアンス・マニュアル等に基づく取組

- ・ 所属内研修におけるグループワークの導入
- ・ コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当主幹の設置
- ・ チェックシートによる四半期ごとの自己検証
- ・ 公用車等運転時の職員への酒気帯び有無の確認
- ・ コンプライアンス推進月間の実施
- ・ 福島県職員コンプライアンス必携の常時携帯

【新規】

【継続】

【継続】

【継続】

【継続】

【継続】

○ 管理職員に対する研修

- ・ 外部講師による管理職のコミュニケーションスキル向上等研修
- ・ 不祥事根絶対策研修
- ・ 新任管理者特別研修

【強化】

【継続】

【継続】

○ 職員面談等の実施

- ・ 職員面談の実施
- ・ 不祥事防止啓発リーフレットの配布

【継続】

【継続】

○ 収賄・わいせつ事案に関する懲戒処分の考え方の厳格化

※当該事案に厳正に臨む姿勢を県民に明らかにするとともに職員へ周知。

【新規】

○ 風通しの良い職場環境づくり(職員アンケートの実施)

※職員の悩み等を相談しやすい風通しの良い職場になっているかを確認。

【新規】

○ 庁内の優良事例の水平展開

※副知事と出先機関の長の意見交換会で報告された優良な取組を展開。

【新規】

○ 不祥事対策の継続的な検証と見直し

※倫理審査会等の第三者から検証を受け、不断の見直しを行う。

【新規】

○ 入札制度等監視委員会による再発防止策等への提言項目の実施(主な対策)

- ・ 各種システムからの情報漏洩防止
- ・ 執務室内での機密情報の情報漏洩防止
- ・ 各種システムでの不正アクセスの検知
- ・ 再発防止策のPDCA

【継続】

【継続】

【継続】

【継続】

職員個人への浸透を図る対策

○ 職員に対する研修

- ・ 不祥事を自分事として考えさせる研修の実施
- ・ 基本研修(公務員倫理等に関する科目も実施)
- ・ 公務員倫理講座

【強化】

【継続】

【継続】

○ 懲戒処分事案の公表・情報共有

※事案の概要を県HPに掲載するとともに庁内にも情報共有。

【新規】

○ 職員相談窓口の周知強化

※新たに依存症等に関する相談窓口も含めて全職員への周知を強化。

【強化】

不祥事対策の継続的な検証と見直しについて

【強化】

□ 管理職員に対する研修《組織》

☞ 外部講師による管理職のコミュニケーションスキル向上等研修を実施（令和6年2月）

【目的】 コミュニケーション力や面談力等の向上

【内容】 外部講師による集合研修（テーマ：コンプライアンス、コミュニケーションスキル向上、有益な面談）

□ 職員に対する研修（不祥事を自分事として考えさせる研修の実施）《個人》

☞ 研修動画を作成し、全職員を対象に研修を実施（令和5年12月）

□ 職員相談窓口の周知強化《個人》

☞ 相談窓口の追加と全職員への周知（職員面談時の利活用の周知等含む）

【新規】

□ 所属内研修におけるグループワークの導入《組織》

（実践例）

☞ 個人研修（令和5年12月実施）と併せて全職員がグループワークを実施

☞ グループワーク

（一部事例） ・ 課内におけるコミュニケーションの円滑化（心理的安全性の向上）を目的とし、「ほめる」をテーマに研修を実施

・ アルコールに含まれる純アルコール量とその回復にかかる時間を広く県職員に理解させるためにどのような取組が必要かについて議論

□ 収賄・わいせつ事案に関する懲戒処分の考え方の厳格化《組織》

☞ 令和5年12月8日付けで職員へ通知

□ 風通しの良い職場環境づくり（職員アンケートの実施）《組織》

☞ 職場環境に係る項目について職員アンケートを実施（調査結果：平均3.54点／5点満点中）

□ 庁内の優良事例の水平展開《組織》

☞ 各出先機関に聞き取りを行った取組内容を整理し、共有を図った。

（優良事例を箇条書きでいくつか記載予定）

☞ 優良事例の1つに上記のグループワークも入っており、水平展開に向けた醸成が図られている。

□ 不祥事対策の継続的な検証と見直し（今回） 《組織》

□ 懲戒処分事案の公表・情報共有《個人》

☞ 県HPで広く事案の公表を行うとともに、庁内向けサイトにも掲載し職員向けに情報共有を図った。